

ディープテック推進事業委託業務仕様書

1 事業名

ディープテック推進事業委託業務

2 事業目的

愛知県では、産業競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した（2023年3月改定）。一方、海外では時価評価額1,000億円以上のユニコーン企業がマーケットを大きく変革する破壊的イノベーションを生み出し、社会実装されることによって、高成長、産業競争力の源泉となっている。本戦略においても、イノベーションの創出を中心とするスタートアップ・エコシステムの形成、持続的な発展を目標としており、目標達成のためには、イノベーションの主たる担い手であるユニコーン企業を連続的に創出し、社会実装していくことが重要である。

本事業は、破壊的イノベーションを創出、社会課題を解決する可能性が高いディープテック系スタートアップのうち、愛知県の産業構造と親和性の高い分野を中心に複数年度にわたる支援を行うことでユニコーン企業を創出し、もってその技術を社会実装させて破壊的イノベーションによる既存市場の転換、社会課題の解決、新規市場の創出を図ることを事業目的とする。

なお、本事業における「ディープテック系スタートアップ」とは、原則として、大学・研究機関等の独創的かつ複製困難な最先端の科学技術に基づくスタートアップとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 事業内容

ユニコーン企業を創出し、もってその技術を社会実装させて破壊的イノベーションによる既存市場の転換、社会課題の解決、新規市場の創出を図るため、公募方式でスタートアップを2者以上/年採用し、複数年度にわたるアクセラレーションを実施する。また、将来的にアクセラレーション（総合支援）に採用できる水準のスタートアップを育成するため、広くディープテック関係者を対象としたコミュニティ形成・情報提供等を行うファンダメンタルサポート（基礎支援）を実施する。

※ 翌年度以降の事業実施については、当該年度の予算措置により決定される。

【委託事業の目標】

2 者以上のスタートアップに対してアクセラレーションを実施するとともに、事業全体で年1億円以上の資金調達（補助金、融資、エクイティ調達等）を目指すこと。

(1) 業務内容

ア 共通事項

- ・ 事業全体のディレクションを行う事務局がディープテック系スタートアップへのアクセラレーション、ファンダメンタルサポートを実施するため、ディレクター2人工以上をアサインし、事業を実施する。
- ・ 事業費の半分以上はアクセラレーションになることを想定しているため、アクセラレーションの実施主体と事務局が同一であることが望ましいが、事務局が専門性を必要とするアクセラレーションとファンダメンタルサポートは異なる実施主体とする方が効率的であると判断する場合には、事務局が高い専門性と能力を持つ実施主体を選定し、コンソーシアムを組んで提案することを可とする。ただし、主要な部分については事務局で実施すること。
- ・ 年度が変わり、委託先の事務局が変更となった場合、円滑に事業が実施できるよう引継ぎを行うこと。
- ・ 特にアクセラレーションの対象となるスタートアップは、分野、ステージ、事業進捗等によって支援内容が変化するため、支援に必要となる専門性が変化する。従って、状況に応じて、アクセラレーションの実施主体が必要な専門性を持つディレクターを都度アサインすること。また、アクセラレーションに採択したスタートアップに対して2年ごとにステージゲートを設け、通過した者に対して最大5年間支援すること。
- ・ ディープテック関係者が必要とする情報掲載、コミュニティを醸成する機能を保有する Web ページ、SNS 等を作成し、情報発信を行う。なお、コミュニティにナレッジを蓄積するため、コミュニティ醸成機能を保有する Web ページ、SNS 等はストック型（情報蓄積型）が望ましい。
- ・ アクセラレーション及びファンダメンタルサポートに関わったスタートアップによるミートアップ（発表・交流会）を年1回以上実施すること。ファンダメンタルサポートのコミュニティ形成と連動して複数回実施することが望ましい。
- ・ PRE-STATION Ai（WeWork グローバルゲート名古屋内に愛知県が設置したスタートアップ支援施設）、BLOCK71 名古屋（シンガポール国立大学の主導で設立されたインキュベーション組織の名古屋拠点）、Tongali（東海地区の大学による起業家育成プロジェクト）等と協同し、一般的な起業家教育や知識習得には前述団体が提供するプログラム等を活用し、本事業ではディープテックに特化した事業に必要な知識提供・教育を実施するとともに、前述団体提供プログラムと事業間の接続を図ること。

イ アクセラレーション

- ・ 公募方式で 2 者/年採用し、採用したスタートアップに対して複数年度にわたりプロジェクト支援を実施。2 年ごとにステージゲートを設け、支援の継続判断を行うこと。
- ・ 初年度に限り、採用スタートアップに対して資金調達、事業遂行を加速するために上限 4,000 万円/件（消費税及び地方消費税を含む）の社会実装委託契約による支援を実施すること。
- ・ 提案により、前述の社会実装委託契約に加え、社会実装委託契約による支援を行わないスタートアップを 3 者/年程度採択し、アクセラレーション等による支援を可とする。

(7) 管理・運営

a 実施方針・手法の決定

以下項目の検討を行い、運営方針・実施手法を策定する。

- ・ 複数年度にわたるアクセラレーションを前提とした制度設計
- ・ NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の各種補助金、エクイティ調達等を見据えた申請・選定方法
- ・ 愛知県の産業構造や事業会社、GX（グリーントランスフォーメーション）・CN（カーボンニュートラル）等の世界的課題を踏まえた支援領域
- ・ 大学・研究機関、事業会社、海外支援機関等ステークホルダーとの調整、連携体制
- ・ 県の意見を踏まえたプロモーション手法
- ・ NEDO 等に準拠した経理処理のマニュアルなど必要書類
- ・ その他アクセラレーションに必要な事項

b 管理・運営

提案書に記載の実施方針・手法、企画提案書（アクセラレーション全体の計画書）などについて、県と協議の上、内容を決定し、計画に基づいてアクセラレーションの運営を行う。なお、計画については、県と協議の上での変更を可とする。

c その他の検討事項

以下の各種調査及び調整方法について県へ企画提案し、県とともに検討する。

- ・ アクセラレーションに係る国内外の社会ニーズや事例の把握
- ・ アクセラレーションに係る愛知県の産業構造と親和性の高い分野の検討
- ・ アクセラレーションに係る事業会社の候補調査
- ・ アクセラレーション参加希望者の事業に対するニーズ把握
- ・ 全国のディープテック系スタートアップ技術シーズ等の調査
- ・ アクセラレーションのゴール設定及び評価指標の検討
- ・ 提案の選定にかかる評価項目及び評価基準、審査体制の検討

- ・ ステークホルダーの洗い出し

(イ) 参加事業者の募集・選定

a 募集

以下の項目を踏まえ、全国から参加事業者を募集する。(目標件数：10 件以上)
なお、対象者は、ディープテック系スタートアップで、愛知県の産業構造と親和性の高い分野において愛知県内で社会実装する意思のある者、又は愛知県内で研究開発、実証実験等を行う者とする。

- ・ 参加事業者の募集に伴うエントリーシートや募集要項、Q&Aの作成。
- ・ 募集に向けたプロモーションの実施（特設ウェブサイトの作成・管理、プロモーションの拡散施策等、内容は県と協議の上、決定する）
- ・ 募集期間中の窓口業務や事前相談への対応
- ・ 募集状況を随時、県に報告
- ・ 受託者の知見、ネットワークを駆使し、アクセラレーションに必要な能力を持つ企業等（採用支援等）をリストアップ

b 選定

以下の項目を踏まえ、企画提案書にて定めた審査会を組成の上、社会実装委託契約を結ぶ2者を選定する。

- ・ 評価項目及び評価基準等に基づく参加事業者の整理
- ・ 選定候補に係る概要、選定理由を含めた全件の県への報告
- ・ 審査会に諮る審査件数を県と協議
- ・ 審査会による選定と、選定結果の広報プロモーションを実施。なお、選定はディープテックアクセラレーションの経験豊富な事務局、事業パートナー、事業資金を拠出する可能性があるVC、銀行、学術的な技術審査を行える学者等が、市場性、事実検証、技術優位性などの観点から審査等を行い、決定することが望ましい。

(ウ) 業務管理

前述により選定した2者の提案を個別のプロジェクトとして、社会実装委託契約を締結する。また、具体的業務は以下のとおりとする。なお、提案により社会実装委託契約を締結しないスタートアップを追加採択し、アクセラレーション等による支援を行う場合、b 以外を実施することが望ましい。また、アクセラレーションにおいて、支援継続の可否を判断するステージゲートを2年ごとに設けること。

a 個別プロジェクトの管理

以下の項目を踏まえ、個別の管理計画を策定するとともに、進捗状況を管理し、県への報告等を行う。

- ・ 詳細工程管理計画の策定及びリスクマネジメント（プロジェクトごとにマイルストーンや必要額の整理を行う）

- ・ 適切なステージゲートの設定、次年度に行うステージゲート審査手法の検討
- ・ 社会実装委託契約内容の構成について変更等の必要性が生じた場合の適切な対応
- ・ 県への報告事項及び報告頻度の決定
- ・ 進捗、課題等を把握するための様式（報告書、課題管理票等）の作成。なお、NEDO 等各種補助金を申請する場合は、当該補助金が定める進捗管理に係る様式等と連動させることが望ましい。

b 契約・経理処理・支払

以下の項目を踏まえ、個別に委託契約を締結し社会実装委託契約費用を支出する。

- ・ 委託契約書に必要な書類の検討、作成(事前に県に契約内容の確認を行うこと)
- ・ 経理処理マニュアル等に基づく費用の検査及び額の確定
- ・ 策定した個別の詳細工程管理計画等に応じた必要額の支払い

c アクセラレーション支援

以下の項目を踏まえ、進捗に応じたあらゆる必要な支援を行う。

(想定支援内容)

- ・ リファラル採用等によるチーム組織支援
- ・ 計測分析機器、スパコン等利用仲介、OEM 生産設備確保等支援
- ・ 競争的資金、補助金、融資、エクイティ調達等による長期間での資金調達及びCF 管理支援
- ・ 技術動向分析、マーケティングレポート等ビジネス環境調査支援
- ・ 生産技術標準化、マニュアル化支援、試作・初期量産支援
- ・ 個別プロジェクトからの随時の相談対応
- ・ 社会実装委託契約に係る経理処理の支援
- ・ 問題が発生した場合、指摘や改善提案、調整等の支援 等

d 成果報告、成果物の管理

個別プロジェクトごとに、以下の項目を踏まえた成果報告書を作成し、県へ報告する。

- ・ 目標到達への進捗状況を確認する中間報告の実施（10月頃を目途）
- ・ 発生した知的財産権等の報告
- ・ 完成した製品、サービス概要の報告
- ・ 個別プロジェクトごとの到達段階や成果、今後の方針等の報告

ウ ファンダメンタルサポート

将来的にアクセラレーションに採用できる水準のスタートアップを育成するため、「ア 共通事項」に加え、広くディープテック系スタートアップ及びその関係者を対象とするコミュニティを作り、以下の支援を実施する。なお、コミュニティには、エンジェル投資家など委託事業外部の者のうち、コミュニティ醸成に寄与すると思われ

る者が参加しやすいようにすること。

- ・ 技術動向、チーム組織支援、資金調達等相談対応
- ・ Web ページ、SNS、イベント等により最新の情報等を提供するアクティブなコミュニティを形成し、当該コミュニティへの参加を誘導
- ・ その他、ディープテック系スタートアップ及びその関係者の状況に合わせた支援を実施

エ 実施体制

- ・ 委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置すること
- ・ ディープテック系スタートアップへのアクセラレーション、ファンダメンタルサポートを実施するため、ディレクターを2人工以上設置すること。
- ・ ディレクターは、週当たり5日間（原則として月曜日から金曜日）必要に応じてオンラインまたは対面で面談等に対応できる体制とすること。
- ・ ディレクターは必ずしも専従である必要はないが、専従でない場合は必ず複数人体制とし事務局に統括者1名を定めること。
- ・ オンラインでの相談・連絡体制確保すること。
- ・ アクセラレーションプログラム及び愛知県との調整等が円滑に行える体制とすること。

※ 人工について

営業日1日あたり8時間の勤務をもって1人工/日とする。別に定めのある場合を除いて、勤務の開始時間及び終了時間については、業務実施に最適な時間を委託事業者が自由に決定できるものとする。なお、営業日以外の勤務が発生した場合は、営業日の勤務時間を振り替えることを可とする。また、営業日は、土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く日とする。

オ その他

- ・ 事業の効果的な推進のための広報やセミナー等を適宜実施すること。
- ・ 事業成果を広くPRするため、ミートアップを原則オフラインで開催すること。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況又は事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインへの切り替えも対応可能なものとする。また、県が実施する他の事業と合同でミートアップを行う場合、県が必要とする場合は参画することとし、その際の費用は必要分を負担すること。
- ・ 月1回程度、愛知県に対して状況報告を行うこと。事業年度を超えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう、当該状況報告は、詳細な内容とすること。
- ・ 必要に応じて不定期でミーティングを行うこと。

(2) その他事業への連携・協力

県と調整の上、Aichi-Startup 戦略（県の実施する事業を含む）、STATION Ai(株)が実

施する事業、グローバル拠点都市関連事業等、他の事業との連携・協力を行う。

5 成果物

令和6年3月29日までに、6の納入場所へ以下のものを提出すること

- ・事業実施報告書（A4版縦） 3部
- ・上記の電子データ 1式
- ・その他、県が指示したもの

※電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課
 （名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階）

7 スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		SU 募集	SU 選定	アクセラレーション の実施							
		★記者発表、SNS等 による情報発信									★ ミート アップ
		ファンダメンタルサポート の実施									

※スケジュールは予定であり、より効果的な事業実施に資するのであれば、見直しも可とする。

※ミートアップは年1回以上実施すること。複数回実施することが望ましい。

8 その他

- (1) 事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本委託業務の内容については、本仕様書及び「ディープテック推進事業委託業務企画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、本委託業務の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。

- (4) 本委託業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個別プロジェクトへの委託金額が変わった場合は変更契約する。
- (8) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (10) 本委託業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金を利用するものである。本委託業務完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。
- (11) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (13) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (14) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。